

深川市農業委員会総会議事録
(第 1 2 回)

令和5年3月27日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 5 6 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知		○
10	松浦明美	○	
11	山川功		○
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁		○
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第12回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|----------------------|
| 1 開催日時 | 令和5年3月27日(月) 10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 栗野 良寛委員 外23名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補 |
| 5 書記 | 成田主事補 |

宮谷局長

開会宣言(10時00分)

只今から、令和4年度第12回深川市農業委員会総会を開催します。本日、安居委員、山川委員、板垣委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。水田活用の調査用紙の中で畑地化の希望を取って、これから集計されますが、どれくらいの畑地化の希望があったのか、気になるところであります。深川市の予算が決定しまして、非農用地利活用促進事業の予算も要望通りつきました。また、我々が作成している作業日報に基づいた報償金の予算についても要望通りつきましたのでご報告いたします。それから3月18日にJAグループ主催の酪農畜産危機突破緊急集会に参加してきましたが、北海道農業販売額の6割から7割近くが酪農畜産が占めているようで、今の酪農畜産の危機状態が北海道農業に与える影響が強く、農業新聞では酪農畜産に対する補填や助成についていっぱい出てきておりますので、少しは良くなるのかなと思いますが、まだまだ課題はたくさんあるので大変だと思っております。水田活用の畑地化の要件が出されたことで、地目を畑にするかどうか等、まだまだ課題が山積みになっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは総会に入りたいと思いますので、慎重なご審議のほど宜しくお願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。14番中川委員、15番 大川委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告の(1)農業行政報告はありませんので、(2)農業委員会業務報告を局長から報告します。

宮谷局長

2月27日の総会以降、本日総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

(1)農地特別委員会開催結果報告を大川委員長から報告願います。

大川委員長

(資料に基づき説明)

菊入会長

報告が終わりましたが、質疑等ございませんか。

(「なし」という声あり)

菊入会長

それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。

菊入会長

(2)農民特別委員会開催結果報告を鈴木委員長から報告願います。

鈴木委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということですので農民特別委員会開催結果報告を承認します。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。
佐藤主任	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は8件で、番号1番、2番が売買に係るあっせん申し出、番号3番から8番が賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、すべて令和5年3月1日で、あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は3件で、2番が旧法分、1番・3番が新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 農業者年金 特例付加年金 裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	農業者年金基金施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件です。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 (「なし」という声あり)

菊入会長	それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、報告第4号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
佐藤主任	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をいたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)一キの「同一の地番・面積について、1カ年以内に前回発給と同一地目の願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「田」として交付しております。番号2番は、令和3年度の農地利用状況調査において、年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2—(1)一カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により「雑種地」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、日程第5、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。
佐藤主任	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は4件で、番号1番は、貸主が経営移譲するため、自作地を賃貸借中の農地と併せて借主に貸付けるため、一旦解約するものです。番号2番から4番は、借主の経営移譲による解約です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。
成田主事補	<p>記載の方々より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・貸付人・借受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、後継者へ経営移譲するため使用貸借するもので、期間は20年間となっております。番号2番は、経営する法人へ農地の使用貸借を行い、経営安定を図るもので、期間は20年間となっております。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>

菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 買受適格証明願について、を議題とします。事務局から説明願います。
藤野係長	記載の方より、公売の行われる農地を農地法第3条の規定による権利の移転の目的で公売に参加するため、買受適格証明願書の提出がありましたので、交付の適否について審議をお願いします。公売地及び申請人氏名・申請理由・申請人経営概況等については記載のとおりです。本件は、東京国税局が執行する案件で、入札期間は令和5年4月6日から令和5年4月13日まで、開札期日は令和5年4月18日となっております。なお、買受適格証明書の交付を受けた者が最高価申込者になり、農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、会長専決により許可して差し支えないとしております。したがって、この証明書を交付することは、農地法第3条の許可をすることの前提となりますので、本件の買受適格証明を審議していただく際には、農地法第3条の許可も考慮した上での審議となりますが、地元の委員さんのご意見をお伺いしたところ、周辺の農地への影響はないと報告いただいております。また、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。会長専決により許可した場合は、直近の総会にて報告いたします。 説明は以上です。
菊入会長	ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。 (協議会10:16から10:28まで)
菊入会長	深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請についてを議題とします。 事務局から説明願います。
佐藤主任	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は23件で、番号1番から10番までが売買の案件、11番から23番までが賃貸借の案件です。番号1番、2番は、出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、自己資金です。番号3番から10番までは、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手の理由としては、番号3番は、出し手が耕作不能のため、番号4番から6番は、

	<p>出し手が労働力不足により経営移譲するため、番号7番は、出し手が合意解約により返還された農地を処分するため、番号8番は、出し手が老齢により経営移譲するため、番号9番は、出し手が労働力不足により経営縮小するため、番号10番は、出し手が合意解約により返還された農地を処分するためです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。次に、番号11番以降は、賃貸借の案件です。番号11番、12番は、出し手が老齢による経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は番号11番が10年間、12番が5年間です。番号13番、14番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも3年間です。番号15番は、出し手が老齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号16番は、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号17番、18番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。番号19番は、農地売買等事業の事業参加者の変更で、期間は残期間の1年11カ月です。番号20番から23番は、農地中間管理事業による賃貸借になります。番号20番、22番は、出し手が返還地を貸し付けるため、農地中間管理事業に参加するもので、農地中間管理機構である北海道農業公社に10年間貸し付けるものです。番号21番、23番は、受け手が経営拡大のため農地中間管理事業に参加するもので、農地中間管理機構である北海道農業公社から10年間借り入れるものです。これら中間管理事業に関する案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条の2第1項に規定された、農用地利用配分計画によらない賃借権の設定案件となっており、農用地利用集積計画により、出し手から機構、機構から受け手への賃貸が一括されたものとなっています。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりで、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第5号 農地法 第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。番号1番は、許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。事務局から説明願います。</p>
成田主事補	<p>記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。報告のありました法人数は8件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら8法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明がありましたが、ここで本議案中の番号3番で大森委員、6番で安村委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について及び、議案第8号 令和5年度 最適化活動の目標の設定等についての2件を、一括して議題とします。事務局から説明願います。</p>
藤野係長	<p>議案第7号につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改定するため、議案第8号につきましては、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」を決定するため、ご審議をお願いいたします。記載内容につきましては、農民特別委員会において事前審議され、結果報告のとおり、改定及び決定することが適当であると審議いただいております。なお、決定された内容につきましては、市ホームページに掲載、周知いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩します。</p> <p>深川市農業委員協議会に入ります。</p> <p>(協議会10:38から10:50まで)</p>
菊入会長	<p>深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、ないようですので、議案第7号及び議案第8号の2件を一括して採決します。議案第7号及び議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、議案第7号及び8号は、原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第9号 深川市農業委員会の所管に係る深川市個人情報保護法等施行規程の</p>

藤野係長	<p>制定についてを議題とします。事務局から説明願います。</p> <p>深川市農業委員会の所管に係る深川市個人情報保護法等施行規程を制定するため、ご審議をお願いいたします。個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日より地方公共団体は改正法の直接適用を受けることとなりました。これに伴い、当市では現行の深川市個人情報保護条例を廃止し、新たに深川市個人情報保護法施行条例を制定するとともに、同条例第11条に基づき、深川市個人情報保護法施行細則を制定しております。本委員会としましては、同条例第11条に基づき、深川市農業委員会の所管に係る深川市個人情報保護条例施行規程を廃止し、深川市個人情報保護法施行細則と同様の取り扱いとなるよう、深川市農業委員会の所管に係る深川市個人情報保護法等施行規程を制定しようとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩します。</p> <p>深川市農業委員協議会に入ります。</p> <p>(協議会10:52から10:55まで)</p>
菊入会長	<p>深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第9号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事は全て終わりましたので、第12回深川市農業委員会総会を終了します。</p>